

# 法教育のための法の可視化とユーザインターフェース

清水勇喜†

名城大学大学院法務研究科法務専攻†

yuu43zu@gmail.com <http://chizu.nomaki.jp/>

## 1. 序論

弁護士・裁判官・検察官等の法曹を選抜するための新しい制度として従来の司法試験という点による選抜制度にかわり、法科大学院における教育→司法試験→司法修習といった各制度を有機的に連携させたプロセスとしての選抜制度が開始されている。このプロセスの中で、法科大学院での教育は、2年ないし3年というもっとも多くの時間を占めており、プロセスの中核をなしている。現在、法科大学院における教育の成果として、口頭で自分の考えを述べる能力、必要な情報を収集する能力が優れているといった評価が得られている。しかし、その一方で、民法、刑法等の基本法について表面的な知識を有するにとどまっておき、論理的・体系的な理解が十分ではない者が、司法試験合格者の中に相当数含まれている可能性も指摘されている[1]。

このように法の理解を困難にしている原因の一つとしては、その膨大な知識体系の全体像をつかむことが、難しいことがあげられる。法科大学院では、知識を教える授業時間が法学部での授業時間に比べて半分程度であり、知識の取得は、学生個人の自学自習に委ねられている。この自学自習は、条文を読み、基本書を精読し理解することによりなされる。条文や基本書は、そのほとんどが文章（自然言語）で書かれており、読者は、その文章の意味を頭の中に展開しながら、体系を学習する必要がある。

文章からの学習とは、知識獲得のための文章理解であり、読み手側の読解力がまず問題となる。しかし、読解力が高次の水準に達しているはずの大人でも、知識獲得のための文章理解が困難な場合があることが指摘されている[2]。すなわち、読者である学生の既有知識の欠如の問題も大きい、わかりにくい表現を使用しているという文章の側にも問題がある。

文章は、著者の頭の中にある思考やイメージを文字情報へ変換し、表現したものであるから、読者はその文字情報を、字句解析し、構文解析し、読者自身の脳内の既存知識と関連づけることにより、条文や著者がいわんとする内容を自

分の頭の中に自分のイメージや自分の言葉として再構築する必要がある[3]。

ところが、法は、物のように目に見えるものではないため、抽象的であって、具体的実感が得られない。そのため、読者の脳内の既存の語彙や知識との関連づけが困難な場合が多い。またそもそも取得すべき知識の分量が多く、全体に対して現在読んでいる部分がどのような関係にある部分なのかを把握することが困難であったり、あるいは、後で学習する内容や他の科目で学習することの理解を前提として文章が書かれていたりするなど、条文や基本書を単に最初から順に読んでいくだけで理解できるものではないという問題がある。また、文章の読解には、一定の時間を要するため、全体像を把握し、知識と知識との関係をつかむために多くの時間がかかるという問題があった。

## 2. 本論

そこで、筆者は、法曹養成のための法教育において、文章による表現を補充し、より直感的・感覚的な理解を可能とするコンピュータを利用した図的表現の可能性を検討してきた[4]。図は、情報間の関係の明示性が高く空間配置を用いた同時処理が可能であり、文章から読み取るよりも認知的負荷が軽く[5]、全体を容易に俯瞰することができ、どんな要素があり、それらの要素がどのような関係にあるのかが、分かりやすい[6]。したがってより深い理解を得るために有効な手段といえるからである。

では、どのような知識を図解すべきかが問題となるが、まずは条文の知識を図に表現することが求められると考える。法律は国民の代表による国会で所定の手続きを経て制定された文章化されたルールである。したがって、このルールである条文に関する正確な知識の取得が法曹には要求されるからである。

そこで、法科大学院で習得すべき条文知識のすべてを、世界地図のように1枚の平面上に展開し、表示することとした。複数の書籍に分散して記載された条文知識を1枚の平面上に展開することで、空間上の位置と対応付けて必要な条文知識を把握して記憶することができるから

Visualization and User Interface for legal education .

†Yuuki Shimizu , Meijo Univ

である。たとえば図1に示すよう配置で、1つの平面上に各法の条文を配置する。

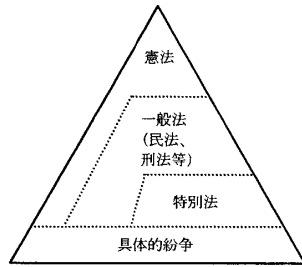


図1 法体系全体の配置例

そして、ユーザインターフェースとしては、図2に示すように、地図サイトのユーザインターフェース（移動、拡大縮小、検索等）を、適用することとした[7]。学習者は、図2の右側の平面内をドラッグして移動したり、特定のキーを押しながらクリックすることで拡大縮小したりすることができる。また、たとえば、図2の左上のスライダー操作によって拡大縮小を行うこともできる。条文の数は、民法だけでも1000条を超えるため、拡大・縮小は、法科大学院の学生にとっての重要度に応じて、情報を間引くように行うようにする。つまり、最も縮小した場合には、法体系全体の中で特に重要とされる項目のみを表示する。一方で、拡大していくにつれ、重要度の相対的に低い詳細情報も表示するようにする。この重要度は例えば実際の裁判での条文の適用頻度を加味して決定するとよい[8]。このような表示方法を採用することで、学習者は、自己の学習レベルに応じた条文知識を得ることが容易にできる。

さらに図2の左下欄には、現在図2の右欄で参照している部分が、図1のどの部分に当たるかを示す図を表示する。このようにすることで、法体系全体の中でどこを学習しているのか空間的な位置として把握することができる。

次に条文に関する知識のうち、どのような知識を図解すべきかが問題となるが、少なくとも条文の内容と、条文と条文の関連性を示す必要がある。

条文の内容としては、図2に右側に示すように、条文の趣旨、要件・効果の法解釈（判例、学説）を挙げた。直感的な理解が得られるという観点からは、既存のツール（六法（法文集）、判例集（判例百選等）、基本書、問題集などの書籍）で用いられているこれらのフレームワークと親和性があることが重要であるからである。なお、条文の知識を図的表現とするにあたり、これらのツールに記載された文章同士の関係を、

線を用いて表現することとした（図2の右欄において、マウスポインタを合わせた箇所の文章から条文へ線を引いている）。

また、条文と条文との関連性は、条文の章立てに基づく条文のグルーピングを示す囲み線や、六法の各条文に付された参照条文等、関連ある条文間を線で結ぶなどして、図に表現する（図2の右側中段）。図の読解作業が必要とならない、見て直感的に分かる表現とするため、このような図的表現を採用したものである。

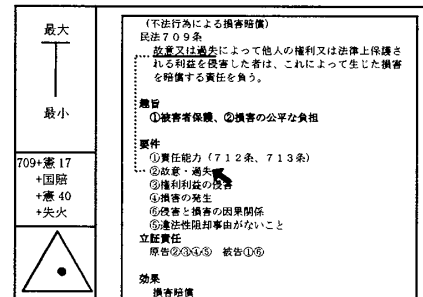


図2 プロトタイプの画面例

### 3. 結論

本論では、知識と知識との関係、特に法律の条文と必要な知識との関係を図解することにより、全体のイメージをすばやく把握できる図的表現とユーザインターフェースを提案した。今後はコンピュータ上で実装することによりインターフェースの有効性の検証を行っていきたい。

[1]最高裁判所事務局「資料7 最近の司法修習生の状況について」司法試験委員会会議（第46回）議事要旨・配布資料（法務省，2008/6）  
<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/080604-8.pdf>

[2]岩槻恵子『知識獲得としての文章理解』（風間書房，2003/11）pp. 1-10

[3]一条法樹『法的思考の探求』（早稲田経営出版，1994/07）pp. 8-40

[4]清水勇喜「法教育のための法の可視化」第5回情報プロフェッショナルシンポジウム予稿集（2008/11）pp. 45-49

[http://www.jstage.jst.go.jp/browse/infopro/2008/0/\\_contents/-char/ja/](http://www.jstage.jst.go.jp/browse/infopro/2008/0/_contents/-char/ja/)

[5]前掲[2]p18

[6]竹田茂生『知のワークブック』竹田茂生・藤木清編（くろしお出版，2006/03）pp. 46-55

[7]Google Map <http://maps.google.co.jp/>

[8]加藤雅信『新民法大系（1）民法総則』（有斐閣；第2版 2005/04）pp. 431-437